

# ○津山工業高等専門学校学外実習実施規程

平成11年5月21日  
規程第3号

改正 平成16年3月19日規程第12号 平成19年2月27日規程第3号  
平成21年8月25日規程第25号 平成26年9月3日規程第10号  
平成31年3月27日規程第2号

(趣旨)

**第1条** この規程は、津山工業高等専門学校の教育課程に基づく、学外実習A・学外実習B（以下「実習」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実習の目的)

**第2条** 学生は、実習を履修する国、地方公共団体の機関及び会社等の法人（以下「実習機関」という。）において、就業体験を積み、高度な知識・技術に触れながら実務能力を高めるとともに、学校で習得した知識や技術が実社会でどのように活用されているかを理解し、併せて社会人、技術者としての心構えを学ぶことを目的とする。

(実習機関)

**第3条** 実習は、校長が指定する実習機関において行うものとする。

(実習の時期)

**第4条** 実習の時期は、原則として学業に差障りのない期間とする。

(実習の履修手続き)

**第5条** 実習を履修しようとする学生（以下「実習生」という。）は、所定の期日までに実習履修願等必要書類を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の実習履修願に基づき、関係実習機関へ依頼するものとする。

(経費)

**第6条** 実習に要する経費は、原則として実習生の負担とする。

(実習担当教員)

**第7条** 実習担当教員は、当該学級担任とする。

2 実習担当教員は、実習先の把握等を行うものとする。

3 実習担当教員の業務は、系長又は学科長もしくは他の教員が代行できるものとする。

(報告)

**第8条** 校長は、実習証明書（本校所定又は実習機関所定のもので、実習評価を含むも

の)の提出を実習機関へ依頼するものとする。

2 実習生は、実習終了後、所定の期日までに実習報告書を実習担当教員を経て系長又は学科長に提出しなければならない。

(評価及び単位の認定)

**第9条** 系長又は学科長は、次により実習の成果を評価し、単位の認定を行うものとする。

(1) 実習の単位は、実習機関における1日の履修時間の上限を8時間とし、30時間以上をもって1単位、60時間以上をもって2単位とする。

(2) 実習の評価は、第8条に規定する実習証明書及び実習報告書等に基づき100点法で行うものとする。

(守秘義務)

**第10条** 実習生は、実習において知り得た当該機関に係る秘密を漏らしてはならない。本校卒業後においても同様とする。

(実習中の災害等)

**第11条** 実習中に災害などの事故があった場合は、校長は速やかに必要な処置を講ずるものとする。

(保険)

**第12条** 実習生は、実習に当たり傷害保険に加入するものとする。

(雑則)

**第13条** この規程に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

**第14条** 実習に関する事務は、学生課教務係において処理する。

#### 附 則

この規程は、平成11年5月21日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年3月19日規程第12号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月27日規程第3号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月25日規程第25号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月3日規程第10号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日規程第2号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。